

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月8日
【計算期間】	第4特定期間（自 平成29年3月11日 至 平成29年9月11日）
【ファンド名】	パインブリッジ・バンクローン・ファンド 2015-11
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として米国企業向けバンクローン（貸付債権）に投資を行い、安定的な収益の確保を図りつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信	内 外	不動産投信
		その他資産（バンクローン）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）		
	年2回	日本		あり （フルヘッジ）
債券 一般	年4回	北米		
公債	年6回 （隔月）	欧州	ファミリー ファンド	
社債		アジア		
その他債券 クレジット属性 （ ）	年12回 （毎月）	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産（投資信託証券 （バンクローン））	その他 （ ）	アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合（ ）		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

- ・単位型投信・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンド
- ・海外・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- ・その他資産（バンクローン）・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式・債券・不動産投信以外の資産（バンクローン）を源泉とする旨の記載があるもの

属性区分の定義

- ・その他資産（投資信託証券（バンクローン））・・・目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的にその他資産（バンクローン）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年4回・・・目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの
- ・北米・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・為替ヘッジあり（フルヘッジ）・・・目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるもの

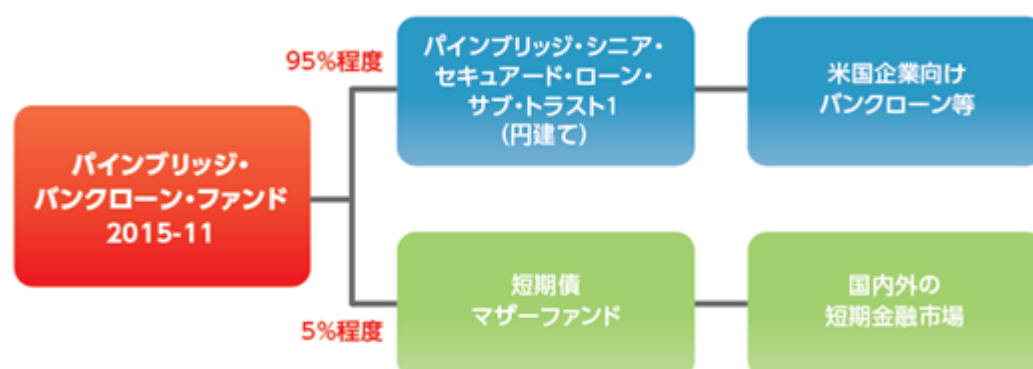
属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

1. 「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）に95％程度、「短期債マザーファンド」受益証券に5％程度投資を行うことを基本としますが、収益性、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

<ファンドの仕組み>



2. 「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）への投資を通じて、主として米国企業向けバンクローン（貸付債権）に投資を行い、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
 - 主として米国の投資適格未満（BBB格未満）の企業向け担保付バンクローンに投資を行い、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。また、国債、政府機関債、地方債、社債および米国企業向け以外のバンクローンに投資を行う場合があります。
 - 実質組入れの外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替ヘッジを行います。

「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）の概要

形態	ケイマン籍 / 外国投資信託証券
投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
主要投資対象	米国企業向けバンクローン
購入時手数料	ありません。
信託報酬	年0.60%

信託財産留保額	0.20%
その他費用・手数料	監査費用、弁護士費用、有価証券売買時の売買手数料、ファンドの設定に関する費用等がかかります。

3. 「短期債マザーファンド」への投資を通じて、国内外の公社債への投資を行います。

「短期債マザーファンド」の概要

- 6ヵ月円LIBOR（London Interbank Offered Rate の略。ロンドンのユーロ市場における銀行間取引金利）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- 公社債への投資にあたっては、残存期間1年以内の短期債を中心に投資し、流動性に配慮しながらインカム・ゲインを中心とした安定収益の確保に努めます。なお、変動利付債の残存期間については、1年以内に限るものではありません。
- 外貨建て公社債等への投資に伴う為替変動リスクについては、為替フルヘッジを基本とし、為替変動リスクを極力排除するよう努めます。

4. 年4回（3、6、9、12月の各10日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、利子・配当等収益（インカム収入）を中心に分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

第1期の決算は平成28年3月10日（木）となります。

<分配のイメージ図>



上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

信託金の限度額

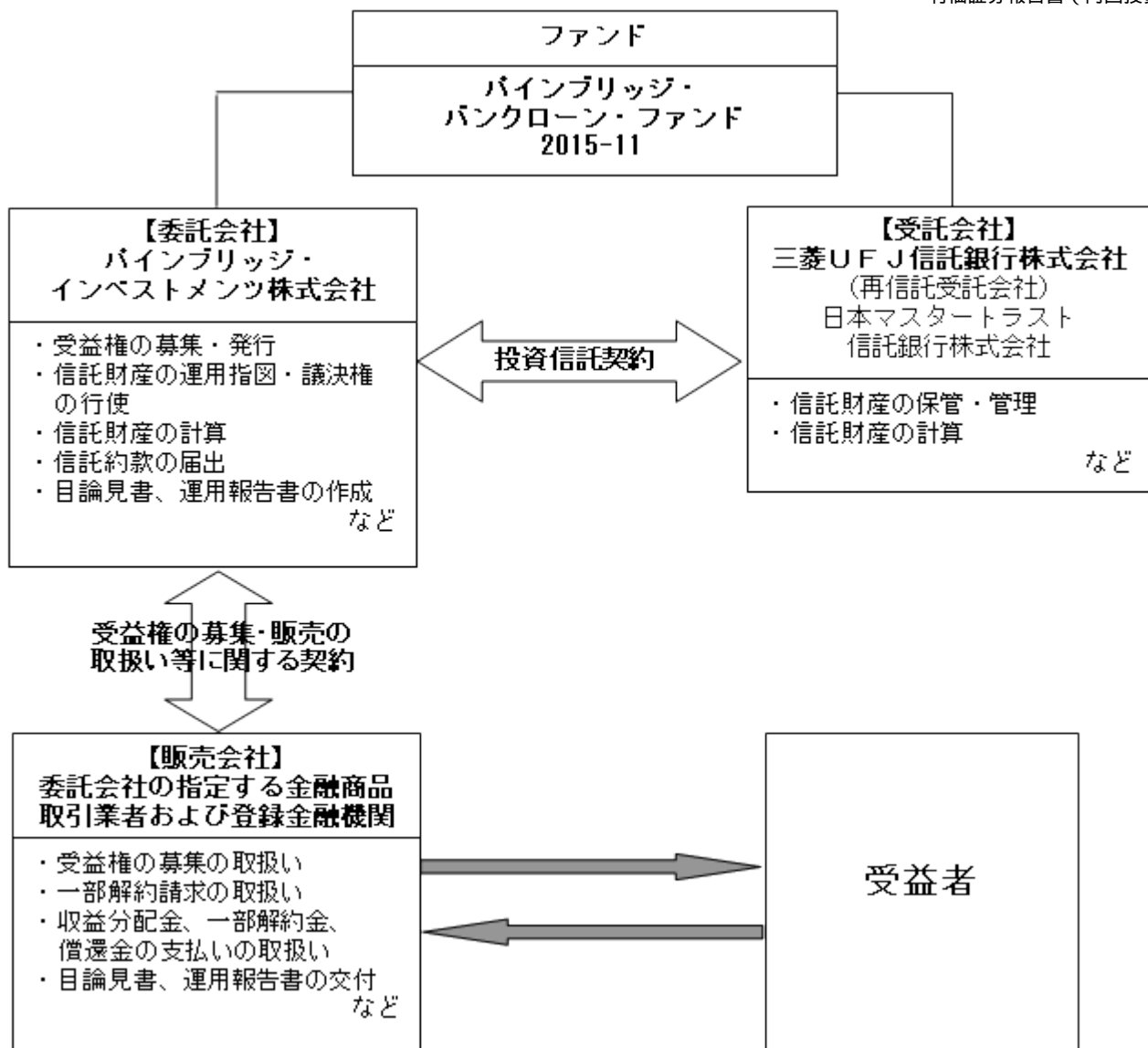
300億円とします。

（２）【ファンドの沿革】

平成27年11月27日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額 500,000,000円（平成29年10月末日現在）

・会社の沿革

昭和61年11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
昭和62年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
平成 9年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成13年 7月	エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。
平成14年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
平成19年 4月	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
平成20年 4月	AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

・大株主の状況（平成29年10月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、主として米国企業向けバンクローン（貸付債権）に投資を行い、安定的な収益の確保を図りつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

投資対象

「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）および「短期債マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）に95％程度、「短期債マザーファンド」受益証券に5％程度投資を行うことを基本としますが、収益性、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）への投資を通じて、主として米国企業向けバンクローン（貸付債権）に投資を行い、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

「短期債マザーファンド」受益証券への投資を通じて、国内外の公社債に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ．金銭債権（イ．ロ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「短期債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．ケイマン籍投資信託証券「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）受益証券

２．コマーシャル・ペーパー

３．短期社債等

４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

５．外国法人が発行する譲渡性預金証書

６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

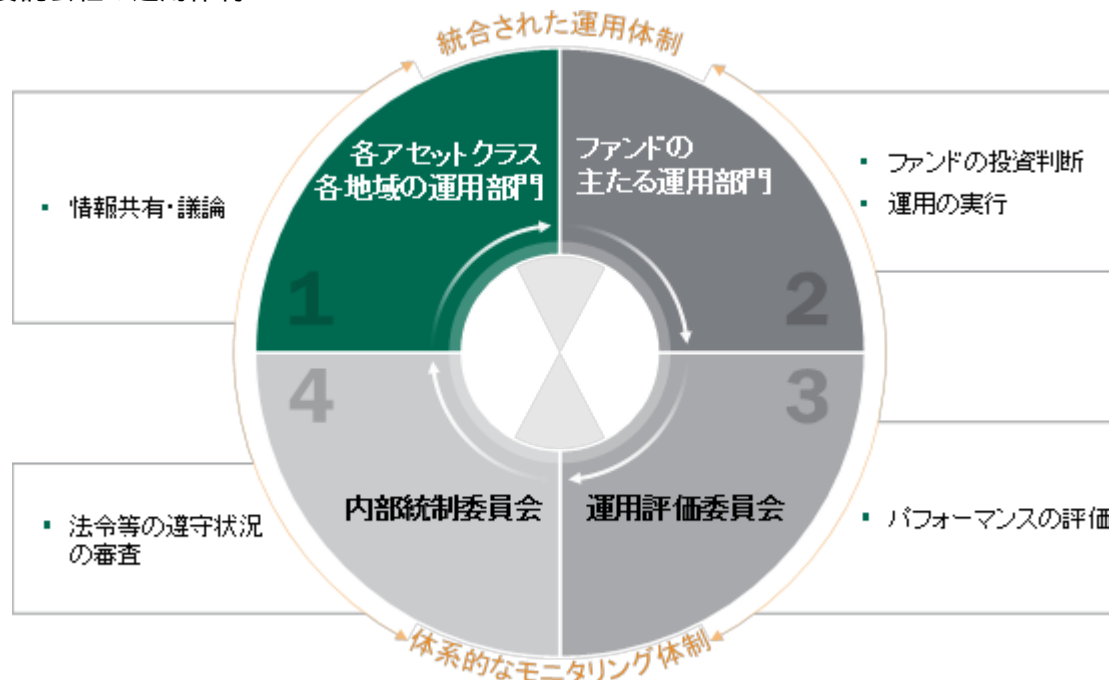
３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

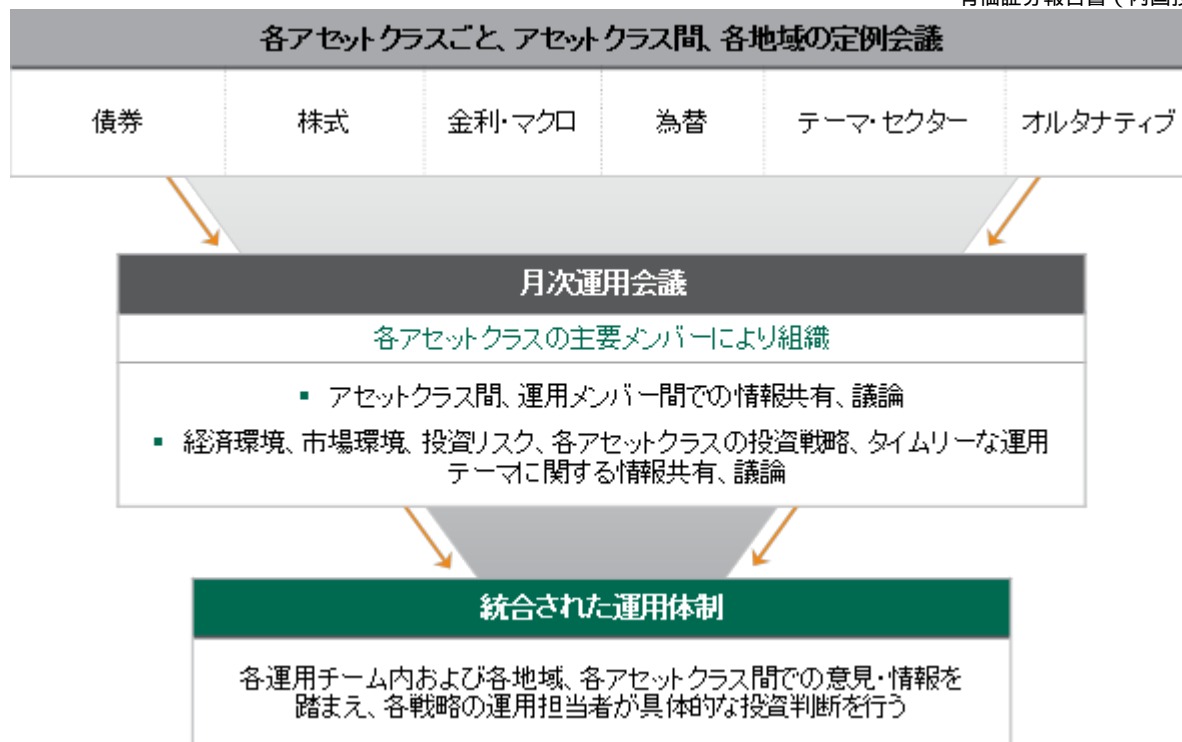
（３）【運用体制】

・委託会社の運用体制



１．投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（10名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（9名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

4. 当ファンドの運用担当者に係る事項

- ・パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 プロダクト・マネジメント部

運用担当者：4名、平均運用経験年数：14年

担当業務内容：当ファンドの設定・解約に伴う投資信託証券の売買の指図、外国籍投資信託証券のモニタリング、情報収集等

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成29年10月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

年4回の決算時（3、6、9、12月の各10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として、以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する利子、配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）のいずれか多い額とします。
2. 分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

収益分配は、以下に掲げる収益分配可能額の範囲内で、収益分配方針にしたがって行います。収益分配可能額は毎計算期間の末日において、信託約款の規定による支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

1. 純資産総額が、元本額以上の場合には、元本超過額または配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する利子、配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、支出金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれが多い額
2. 純資産総額が、元本額に満たない場合には、配当等収益とみなし配当等収益の合計額から支出金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。
2. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定める投資制限＞

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブへの直接投資は行いません。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスク集中回避のための投資制限

1. 「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）において、当該投資信託証券の投資制限が、一般社団法人投資信託協会の規則に定める信用リスク集中回避のための投資制限の範囲内であると確認できる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10以内とします。
2. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

< 法令等による投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

■外国投資信託証券の概要

ファンドが投資する外国投資信託証券の概要は以下の通りです。

「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）

形態	ケイマン籍 / 外国投資信託証券
主要投資対象	米国企業向けバンクローン
投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
申込手数料	ありません。
信託報酬	年0.60%
信託財産留保額	0.20%
その他費用・手数料	監査費用、弁護士費用、有価証券売買時の売買手数料、ファンドの設定に関する費用等がかかります。

運用の基本方針

- ・主として米国の投資適格未満（BBB格未満）の企業向け担保付バンクローンに投資を行い、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。また、国債、政府機関債、地方債、社債および米国企業向け以外のバンクローンに投資を行う場合があります。
- ・実質組入れの外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替ヘッジを行います。

■短期債マザーファンドの概要

主要投資対象	内外の公社債、内外のコマーシャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証券を主要投資対象とします。
委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬	ありません。
信託財産留保額	ありません。

運用の基本方針

- ・6ヵ月円LIBOR（London Interbank Offered Rateの略。ロンドンのユーロ市場における銀行間取引金利）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ・公社債への投資にあたっては、残存期間1年以内の短期債を中心に投資し、流動性に配慮しながらインカム・ゲインを中心とした安定収益の確保に努めます。なお、変動利付債の残存期間については、1年以内に限るものではありません。
- ・外貨建て公社債等への投資に伴う為替変動リスクについては、対日本円での為替フルヘッジを基本とし、為替変動リスクを極力排除するよう努めます。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、主として投資信託証券（マザーファンド受益証券を含みます。）への投資を通じて、実質的にバンクローンなど値動きのある資産（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

金利変動リスク

バンクローンは、債券に類似した性質を持ち、市場金利が上昇するとその価格は下落します。当ファンドが実質的な主要投資対象としているバンクローンは、金利変動の影響を受け価格が変動します。なお、バンクローンは変動金利であり、市場金利変動時の価格変動は固定利付債券と比較すると相対的に小さくなります。

信用リスク

バンクローンの債務者（借入企業）の倒産や経営・財務状況の悪化等により、利払いの遅延や元本の返済が滞る債務不履行（デフォルト）が発生した場合、または発生が懸念される場合には、バンクローンの評価が大きく下落し、基準価額が下落することがあります。また、バンクローンは担保付のものが多く、実際にデフォルトが発生した場合、担保の回収等により弁済されますが、担保価値の下落等によっては資金が回収できない場合があります。

流動性リスク

有価証券等を売買しようとする場合に、需給状況等により希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する要因になることがあります。なお、バンクローンは、一般的に市場における流動性が低いいため、当ファンドは流動性リスクの影響を相対的に大きく受けます。また、バンクローン市場の流動性が極端に低下した場合等には主要投資対象とする外国投資信託証券の設定・解約の受付が停止される場合があります、それに伴い当ファンドの解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。

為替変動リスク

外貨建て資産への投資には、為替変動リスクを伴います。当ファンドでは、実質外貨建て資産に対して原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。金利差の縮小はヘッジコストの減少要因に、拡大はヘッジコストの増加要因になります。なお、為替ヘッジにより、完全に為替変動リスクを回避できるわけではありません。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢等の変化等により市場の混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他のリスク・留意点

１．カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがあり、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

２．解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

３．資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

４．収益分配に関わるリスク

年4回の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

5. 繰上償還に関わる留意点

ファンドの残存口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

6. 解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には、解約請求の受付は行いません。なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた解約請求を取消することがあります。

7. ファンド・オブ・ファンズ方式に関する留意点

当ファンドは、主として外国投資信託証券を通じて海外のバンクローンに投資します。そのため、当該外国投資信託証券の基準価額の算出タイミングと当ファンドの基準価額の算出タイミングに時差があるものがありますのでご注意ください。その他、当該外国投資信託証券の基準価額の算出遅延、停止、繰上償還等が、当ファンドの基準価額や設定・解約等に影響を及ぼす場合があります。

8. 収益分配金に関する留意点

収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

9. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

・委託会社におけるリスク管理体制

1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3. 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4. 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

< 参考情報 >

< 年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 > < 代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >



代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、平成24年11月～平成29年10月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最少を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

当ファンドは平成27年11月27日設定のため、分配金再投資基準価額は平成27年11月～平成29年10月、当ファンドの年間騰落率および平均値・最大値・最小値は平成28年11月～平成29年10月の値を記載しています。

騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）

海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数（TOPIX）配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

平成27年10月13日（火）から平成27年11月26日（木）までの間、販売会社において取得申込を受付けました。

申込手数料は、1口当たり1円に3.24%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.0044%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

（信託報酬は当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

なお、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券に対しては、別途信託報酬等がかかります。

■外国投資信託証券の信託報酬等

ファンドが投資する外国投資信託証券の信託報酬等は、純資産総額に以下の率（年率）を乗じて得た額となります。

外国投資信託証券の名称	信託報酬等
「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1」（円建て）	0.60%

この他に、外国投資信託証券の監査費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかります。また外国投資信託証券の売却の際、0.20%の信託財産留保額がかかります。なお、外国投資信託証券には申込手数料はかかりません。

当ファンドの信託報酬に、ファンドが実質的に投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等を加えた、実質的な信託報酬率の概算値は年1.6044%程度となります。ただし、この値は実質的な信託報酬率の目安でありファンドの実際の組入状況等によっては変動します。

信託報酬	1.0044%（税抜0.93%）
（委託会社）	0.2160%（税抜0.20%）
（販売会社）	0.7560%（税抜0.70%）
（受託会社）	0.0324%（税抜0.03%）
投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等	0.60%
実質的な信託報酬率（概算値）	1.6044%

外国投資信託証券を100%組入れたものとして実質的な信託報酬率（概算値）を計算しています。

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代 hands 手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成に要する費用等が含まれます。

信託報酬は、毎計算期末に当該計算期末の受益権口数に対応する金額が、ならびに一部解約または信託終了のときに当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額が、信託財産から支払われます。

信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額についても信託財産から支払われます。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算は出来ません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

前記は平成29年10月末日現在のもので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成29年10月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,366,929,916	99.38
親投資信託受益証券	日本	2,993,842	0.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		5,602,551	0.41
合計（純資産総額）		1,375,526,309	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入銘柄（平成29年10月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイマン	投資信託受益証券	パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1	1,460,239,202	0.91	1,328,817,673	0.9361	1,366,929,916	99.38
日本	親投資信託受益証券	短期債マザーファンド	2,932,839	1.0228	3,000,000	1.0208	2,993,842	0.22

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額・評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別比率（平成29年10月31日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.38
親投資信託受益証券	0.22
合計	99.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）	基準価額（円）
第1特定期間末 （平成28年3月10日）	（分配付） 2,662,079,200 （分配落） 2,651,150,944	（分配付） 9,744 （分配落） 9,704
第2特定期間末	（分配付） 2,541,840,219	（分配付） 10,282

（平成28年9月12日）	（分配落）	2,521,121,645	（分配落）	10,202
第3特定期間末	（分配付）	2,032,974,537	（分配付）	10,427
（平成29年3月10日）	（分配落）	2,016,460,209	（分配落）	10,347
第4特定期間末	（分配付）	1,482,231,126	（分配付）	10,372
（平成29年9月11日）	（分配落）	1,469,572,195	（分配落）	10,292
平成28年10月末		2,431,552,038		10,256
11月末		2,248,119,457		10,263
12月末		2,135,250,589		10,312
平成29年 1月末		2,094,746,945		10,341
2月末		2,026,555,671		10,373
3月末		1,978,540,868		10,324
4月末		1,925,191,578		10,352
5月末		1,822,055,929		10,363
6月末		1,679,275,166		10,301
7月末		1,587,105,323		10,362
8月末		1,481,066,399		10,330
9月末		1,448,756,650		10,305
10月末		1,375,526,309		10,333

【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成27年11月27日	40円
	至 平成28年 3月10日	
第2特定期間	自 平成28年 3月11日	80円
	至 平成28年 9月12日	
第3特定期間	自 平成28年 9月13日	80円
	至 平成29年 3月10日	
第4特定期間	自 平成29年 3月11日	80円
	至 平成29年 9月11日	

【収益率の推移】

期 間		収益率
第1特定期間	自 平成27年11月27日	2.6%
	至 平成28年 3月10日	
第2特定期間	自 平成28年 3月11日	6.0%
	至 平成28年 9月12日	
第3特定期間	自 平成28年 9月13日	2.2%
	至 平成29年 3月10日	
第4特定期間	自 平成29年 3月11日	0.2%
	至 平成29年 9月11日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに当初元本（10,000円）を用いております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成27年11月27日	2,739,773,294	7,709,086
	至 平成28年 3月10日		
第2特定期間	自 平成28年 3月11日	-	260,780,022
	至 平成28年 9月12日		
第3特定期間	自 平成28年 9月13日	-	522,515,687
	至 平成29年 3月10日		
第4特定期間	自 平成29年 3月11日	-	520,943,315
	至 平成29年 9月11日		

(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1特定期間の設定口数は、当初設定口数です。

（ご参考）短期債マザーファンドの運用状況**（１）投資状況**

（平成29年10月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	10,035,900	53.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		8,579,106	46.09
合計（純資産総額）		18,615,006	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）投資資産**投資有価証券の主要銘柄**

1. 組入銘柄（平成29年10月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量 （額面）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
日本	国債証券	第112回利付 国債（5年）	10,000,000	100.42	10,042,100	100.35	10,035,900	0.4	2018/6/20	53.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成29年10月31日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	53.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1) 取得申込の受付

平成27年10月13日（火）から平成27年11月26日（木）までの間、販売会社において取得申込を受付けました。

ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2) 申込単位・申込価額

申込単位は販売会社が定めるものとします。

申込価額は、1口当たり1円に申込手数料を加算した価額とします。申込手数料は、1口当たり1円に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には解約請求の受付を行いません。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約時の価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象投資信託証券の設定・解約の受付停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消することがあります。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出された価額とします。

解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

- 1．基準価額とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をそのときの受益権口数で除して得た額をいいます。
- 2．組入外国投資信託証券の評価は、原則として計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日における基準価額で評価します。
- 3．基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

平成27年11月27日（金）から平成30年11月30日（金）までとします。

（４）【計算期間】

原則として、毎年3月11日から6月10日、6月11日から9月10日、9月11日から12月10日、12月11日から翌年3月10日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

1．信託の終了

投資信託契約の解約

- 1）委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2）委託会社は、前記1）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3）前記2）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4）前記2）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5）前記2）から4）までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2）から4）までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- 1) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3. 信託約款の変更等における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3. 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

委託会社は、前記の事項（変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記からまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（3月および9月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

6．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

7．関係会社との契約の更改

・販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

1．収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

2．一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

3．償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

4．帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4特定期間（平成29年3月11日から平成29年9月11日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ・バンクローン・ファンド2015-11

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3特定期間 (平成29年3月10日現在)	第4特定期間 (平成29年9月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,471,688	22,945,692
投資信託受益証券	1,989,780,081	1,449,169,357
親投資信託受益証券	2,997,068	2,994,135
未収入金	4,990,000	9,980,000
流動資産合計	2,034,238,837	1,485,089,184
資産合計	2,034,238,837	1,485,089,184
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,795,073	5,711,300
未払解約金	5,087,118	6,088,796
未払受託者報酬	157,960	119,914
未払委託者報酬	4,738,428	3,596,942
未払利息	49	37
流動負債合計	17,778,628	15,516,989
負債合計	17,778,628	15,516,989
純資産の部		
元本等		
元本	1,948,768,499	1,427,825,184
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,691,710	41,747,011
元本等合計	2,016,460,209	1,469,572,195
純資産合計	2,016,460,209	1,469,572,195
負債純資産合計	2,034,238,837	1,485,089,184

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3特定期間 自 平成28年9月13日 至 平成29年3月10日	第4特定期間 自 平成29年3月11日 至 平成29年9月11日
営業収益		
受取配当金	53,178,948	39,407,004
有価証券売買等損益	6,944,444	26,130,661
営業収益合計	60,123,392	13,276,343
営業費用		
支払利息	6,656	5,564
受託者報酬	360,569	290,024
委託者報酬	10,817,014	8,700,645
営業費用合計	11,184,239	8,996,233
営業利益又は営業損失（ ）	48,939,153	4,280,110
経常利益又は経常損失（ ）	48,939,153	4,280,110
当期純利益又は当期純損失（ ）	48,939,153	4,280,110
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	49,837,459	67,691,710
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,570,574	17,565,878
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,570,574	17,565,878
分配金	16,514,328	12,658,931
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,691,710	41,747,011

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成29年9月10日が休日のため、当特定期間末日を平成29年9月11日としており、このため当特定期間は185日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3特定期間 (平成29年3月10日現在)	第4特定期間 (平成29年9月11日現在)
1. 設定年月日	平成27年11月27日	平成27年11月27日
設定元本額	2,739,773,294円	2,739,773,294円
期首元本額	2,471,284,186円	1,948,768,499円
元本残存率	71.1%	52.1%
2. 受益権の総数	1,948,768,499口	1,427,825,184口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第3特定期間 自 平成28年9月13日 至 平成29年3月10日	第4特定期間 自 平成29年3月11日 至 平成29年9月11日
分配金の計算過程	[平成28年 9月13日から 平成28年12月12日まで の計算期間]	[平成29年3月11日から 平成29年6月12日まで の計算期間]
当ファンドの配当等収益額	28,279,135円	19,959,488円
親ファンドの配当等収益額	534円	661円
短期債マザーファンド	534円	661円
配当等収益合計額	28,279,669円	19,960,149円
経費	6,062,576円	4,987,502円
差引配当等収益額	22,217,093円	14,972,647円
当ファンドの当期末残存受益権口数	2,179,813,883口	1,736,907,784口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	2,327,315,007口	1,854,544,465口
分配可能額	20,809,012円	14,022,908円
1万口当たり分配可能額	95.46円	80.73円
1万口当たりの分配額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	8,719,255円	6,947,631円
	[平成28年12月13日から 平成29年 3月10日まで の計算期間]	[平成29年6月13日から 平成29年9月11日まで の計算期間]
当ファンドの配当等収益額	24,893,157円	19,441,952円
親ファンドの配当等収益額	604円	614円
短期債マザーファンド	604円	614円
配当等収益合計額	24,893,761円	19,442,566円
経費	5,115,007円	4,003,167円
差引配当等収益額	19,778,754円	15,439,399円
当ファンドの当期末残存受益権口数	1,948,768,499口	1,427,825,184口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	2,013,081,066口	1,518,624,747口
分配可能額	19,146,875円	14,516,267円
1万口当たり分配可能額	98.25円	101.66円
1万口当たりの分配額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	7,795,073円	5,711,300円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第3特定期間 自 平成28年9月13日 至 平成29年3月10日	第4特定期間 自 平成29年3月11日 至 平成29年9月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3特定期間 (平成29年3月10日現在)	第4特定期間 (平成29年9月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第3特定期間 (平成29年3月10日現在)	第4特定期間 (平成29年9月11日現在)
	当特定期間の損益 に含まれた評価差額	当特定期間の損益 に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,413,951	23,739,657
親投資信託受益証券	2,346	2,933
合計	8,416,297	23,742,590

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第3特定期間 (平成29年3月10日現在)	第4特定期間 (平成29年9月11日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0347円 (10,347円)	1.0292円 (10,292円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成29年9月11日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト1	1,538,886,437	1,449,169,357	
	計		1,538,886,437	1,449,169,357	
	親投資信託受益証券	短期債マザーファンド	2,932,839	2,994,135	
	計		2,932,839	2,994,135	
	小計			1,452,163,492	
合計				1,452,163,492	

(注)投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト１」および「短期債マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「親投資信託受益証券」は、すべて同投資信託および同マザーファンドの受益証券です。

「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト１」の主要投資対象は、「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・ファンド Ltd.」です。

なお、同投資信託および同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト１」の状況

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書を委託会社において翻訳・抜粋したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	(平成29年2月28日現在)
	金額（円）
資産	
パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・ファンドLtd. （「マスターファンド」）への投資、公正価値	7,145,115,067
カウンターパーティー保有の現金担保	9,170,390
先物為替予約未実現利益	211,061,028
総資産	7,365,346,485
負債	
パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・ファンドLtd. への未払金	8,850,944
未払費用	6,191,142
総負債	15,042,086
純資産合計	7,350,304,399

「パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・ファンド Ltd.」の状況

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書を委託会社において翻訳・抜粋したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	(平成29年2月28日現在)
	金額(米ドル)
資産	
投資、公正価値(取得原価：291,263,690米ドル)	291,823,148
現金	36,781,266
未収入金	840,669
パインブリッジ・シニア・セキュアード・ローン・サブ・トラスト 1からの未収金	82,723
未収利息	1,608,524
総資産	331,136,330
負債	
未払金	22,313,371
未払運用報酬	346,679
未払費用	385,855
総負債	23,045,905
純資産合計	308,090,425

(2)有価証券明細表（平成29年2月28日現在）

	Principal Amounts	Fair Value
Investments, at fair value		
Bank Debt		
United States of America		
Aerospace & Defense (2.97%)	\$ 9,118,000	\$ 9,140,405
Automobile (2.71%)	8,720,116	8,356,382
Beverage, Food & Tobacco (0.66%)	2,022,537	2,033,063
Broadcasting & Entertainment (2.57%)	7,964,528	7,923,408
Buildings & Real Estate (1.92%)	5,870,708	5,906,457
Cargo Transport (1.62%)	4,986,274	4,994,071
Chemicals, Plastics & Rubber (3.02%)	9,231,729	9,298,177
Containers, Packaging & Glass (0.64%)	1,966,064	1,979,265
Diversified/Conglomerate Manufacturing (1.73%)	5,578,116	5,343,334
Diversified/Conglomerate Service (7.12%)	22,025,198	21,929,806
Ecological (1.49%)	4,569,797	4,591,502
Electronics (5.19%)	15,984,919	15,982,568
Finance (3.83%)	12,024,819	11,795,348
Grocery (0.50%)	1,519,602	1,541,074
Healthcare, Education & Childcare (9.66%)	29,869,855	29,750,073
Home & Office Furnishings, Housewares & Durable Consumer Products (0.69%)	2,127,451	2,140,647
Hotels, Motels, Inns & Gaming (3.27%)	10,017,514	10,087,264
Insurance (1.48%)	4,679,666	4,565,854
Leisure & Amusement, Motion Pictures, Entertainment (0.47%)	1,443,826	1,452,343
Machinery (Non-Agriculture, Non-Construction & Non-Electronic) (2.84%)	9,053,719	8,762,379
Mining, Steel, Iron and Non-Precious Metals (0.62%)	1,946,813	1,895,709
Oil & Gas (1.08%)	3,430,428	3,336,584
Personal & Non-Durable Consumer Products (Manufacturing Only) (0.80%)	2,529,811	2,458,915
Personal Transportation (0.61%)	1,883,686	1,892,858
Personal, Food and Miscellaneous Services (1.83%)	5,688,684	5,646,129
Printing & Publishing (3.77%)	12,012,241	11,606,615
Retail Store (1.98%)	6,381,875	6,086,310
Telecommunications (1.28%)	4,124,933	3,955,621
Utilities (4.71%)	14,989,687	14,479,742
Total United States of America (cost \$219,029,333) (71.06%)	221,762,596	218,931,903
Australia		
Mining, Steel, Iron and Non-Precious Metals (cost \$520,354) (0.17%)	533,638	536,760
Belgium		
Hotels, Motels, Inns & Gaming (cost \$1,743,571) (0.57%)	1,742,324	1,753,214

	Principal Amounts	Fair Value
Investments, at fair value (Continued)		
Bank Debt (Continued)		
Canada		
Beverage, Food & Tobacco (0.33%)	\$ 1,000,000	\$ 1,002,500
Diversified/Conglomerate Manufacturing (0.12%)	361,101	363,224
Diversified/Conglomerate Service (0.41%)	1,256,897	1,261,611
Healthcare, Education & Childcare (0.97%)	2,982,432	2,999,957
Leisure & Amusement, Motion Pictures, Entertainment (0.12%)	377,953	380,787
Oil & Gas (0.74%)	2,453,441	2,284,101
Personal Transportation (0.05%)	163,462	164,687
Telecommunications (0.52%)	1,573,313	1,589,046
Total Canada (cost \$10,083,942) (3.26%)	10,168,599	10,045,913
Cayman Islands		
Cargo Transport (cost \$2,935,477) (0.93%)	2,952,367	2,872,227
France		
Broadcasting & Entertainment (0.58%)	1,756,103	1,768,536
Electronics (0.07%)	585,366	228,854
Total France (cost \$1,975,261) (0.65%)	2,341,469	1,997,390
Ireland		
Healthcare, Education & Childcare (cost \$486,289) (0.16%)	487,508	489,107
Luxembourg		
Aerospace & Defense (0.44%)	1,334,724	1,357,814
Cargo Transport (0.32%)	1,001,969	986,667
Containers, Packaging & Glass (0.32%)	997,429	999,304
Finance (0.81%)	2,493,658	2,500,366
Leisure & Amusement, Motion Pictures, Entertainment (0.44%)	1,339,405	1,342,566
Oil & Gas (0.14%)	984,694	444,875
Telecommunications (0.45%)	1,375,090	1,365,712
Total Luxembourg (cost \$9,219,242) (2.92%)	9,526,969	8,997,304
Netherlands		
Broadcasting & Entertainment (1.26%)	3,884,097	3,896,259
Diversified/Conglomerate Manufacturing (0.09%)	262,238	264,205
Total Netherlands (cost \$4,134,002) (1.35%)	4,146,335	4,160,464
United Kingdom		
Aerospace & Defense (0.81%)	2,530,671	2,503,795
Broadcasting & Entertainment (0.37%)	1,117,735	1,122,083
Insurance (0.45%)	1,385,445	1,387,759
Total United Kingdom (cost \$4,991,641) (1.63%)	5,033,851	5,013,637
Total Bank Debt (cost \$255,119,112) (82.70%)	\$ 258,695,656	\$ 254,797,919

	Principal Amounts	Fair Value
Investments, at fair value (Continued)		
Corporate Bonds		
United States of America		
Aerospace & Defense (0.16%)	\$ 524,000	\$ 505,720
Broadcasting & Entertainment (1.20%)	3,539,000	3,692,769
Buildings & Real Estate (0.61%)	1,848,000	1,879,383
Diversified/Conglomerate Manufacturing (0.16%)	500,000	498,750
Diversified/Conglomerate Service (0.35%)	1,060,000	1,080,613
Ecological (0.36%)	1,100,000	1,120,555
Electronics (0.68%)	1,900,000	2,082,509
Finance (1.46%)	4,370,000	4,506,665
Healthcare, Education & Childcare (0.34%)	1,000,000	1,049,563
Home & Office Furnishings, Housewares & Durable Consumer Products (0.19%)	610,000	599,325
Hotels, Motels, Inns & Gaming (0.84%)	2,443,000	2,600,380
Mining, Steel, Iron and Non-Precious Metals (0.18%)	500,000	544,000
Oil & Gas (1.58%)	4,714,000	4,855,613
Personal Transportation (0.18%)	542,536	554,065
Personal, Food and Miscellaneous Services (0.13%)	400,000	393,000
Printing & Publishing (0.39%)	1,154,000	1,194,868
Retail Store (0.27%)	900,000	842,750
Telecommunications (0.43%)	1,200,000	1,309,500
Utilities (0.49%)	1,518,000	1,485,320
Total United States of America (cost \$30,061,321) (10.00%)	29,822,536	30,795,348
Canada		
Buildings & Real Estate (0.29%)	860,000	888,025
Chemicals, Plastics & Rubber (0.26%)	800,000	810,000
Containers, Packaging & Glass (0.31%)	950,000	966,750
Total Canada (cost \$2,617,387) (0.86%)	2,610,000	2,664,775
France		
Broadcasting & Entertainment (cost \$600,625) (0.20%)	600,000	621,750
Ireland		
Aerospace & Defense (cost \$642,875) (0.21%)	625,000	650,000
Luxembourg		
Mining, Steel, Iron and Non-Precious Metals (0.08%)	215,000	241,606
Telecommunications (0.21%)	600,000	644,250
Total Luxembourg (cost \$853,745) (0.29%)	815,000	885,856
Netherlands		
Broadcasting & Entertainment (cost \$594,375) (0.20%)	600,000	607,500

	<u>Principal Amounts</u>	<u>Fair Value</u>
Investments, at fair value (Continued)		
Corporate Bonds (Continued)		
United Kingdom		
Telecommunications (cost \$774,250) (0.26%)	\$ 800,000	\$ 800,000
Total Corporate Bonds (cost \$36,144,578) (12.02%)	\$ 35,872,536	\$ 37,025,229
Total Investments, at fair value (cost \$291,263,690) (94.72%)	\$ 294,568,192	\$ 291,823,148

The percentage shown represents the percentage of net assets.

「短期債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成29年3月10日現在)	(平成29年9月11日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		8,588,586	8,606,355
国債証券		10,026,300	10,042,600
未収入金		-	10,000,500
未収利息		8,370	9,450
前払費用		876	-
流動資産合計		18,624,132	28,658,905
資産合計		18,624,132	28,658,905
負債の部			
流動負債			
未払金		-	10,042,100
未払利息		11	14
流動負債合計		11	10,042,114
負債合計		11	10,042,114
純資産の部			
元本等			
元本		18,225,467	18,235,263
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		398,654	381,528
元本等合計		18,624,121	18,616,791
純資産合計		18,624,121	18,616,791
負債純資産合計		18,624,132	28,658,905

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月30日から翌年3月29日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年3月10日現在)	(平成29年9月11日現在)
1. 期首元本額	588,700,328円	18,225,467円
期中追加設定元本額	- 円	9,796円
期中一部解約元本額	570,474,861円	- 円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・バンクローン・ファンド 2015-02	4,889,020円	4,889,020円
パインブリッジ・バンクローン・ファンド 2015-04	2,444,032円	2,444,032円
パインブリッジ・バンクローン・ファンド 2015-08	2,444,271円	2,444,271円
パインブリッジ・バンクローン・ファンド 2015-09	684,396円	684,396円
パインブリッジ・バンクローン・ファンド 2015-11	2,932,839円	2,932,839円
パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞	4,830,909円	4,830,909円
パインブリッジ世界モート株式ファンド	- 円	9,796円
合計	18,225,467円	18,235,263円
2. 受益権の総数	18,225,467口	18,235,263口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年9月13日 至 平成29年3月10日	自 平成29年3月11日 至 平成29年9月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年3月10日現在)	(平成29年9月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(平成29年3月10日現在)	(平成29年9月11日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	23,000	500
合計	23,000	500

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成29年3月10日現在)	(平成29年9月11日現在)
----	----------------	----------------

1口当たり純資産額	1.0219円	1.0209円
(1万口当たり純資産額)	(10,219円)	(10,209円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成29年9月11日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第112回利付国債（5年） 0.4000% 06/20/2018	10,000,000	10,042,600	
	計		10,000,000	10,042,600	
小計				10,042,600	
合計				10,042,600	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成29年10月31日現在）

資産総額	1,380,154,954 円
負債総額	4,628,645 円
純資産総額（ - ）	1,375,526,309 円
発行済数量（口）	1,331,202,895 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0333 円
（1万口当たりの純資産額）	（10,333 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下、同じ）

（ご参考）短期債マザーファンドの現況

（平成29年10月31日現在）

資産総額	18,615,017 円
負債総額	11 円
純資産総額（ - ）	18,615,006 円
発行済数量（口）	18,235,263 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0208 円
（1万口当たりの純資産額）	（10,208 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換

該当事項はありません。

2．受益者に対する特典

該当事項はありません。

3．譲渡制限

該当事項はありません。

4．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

7．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成29年10月末日現在）

- ・ 資本金の額 500,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- ・ 会社の機構

（1）経営の意思決定

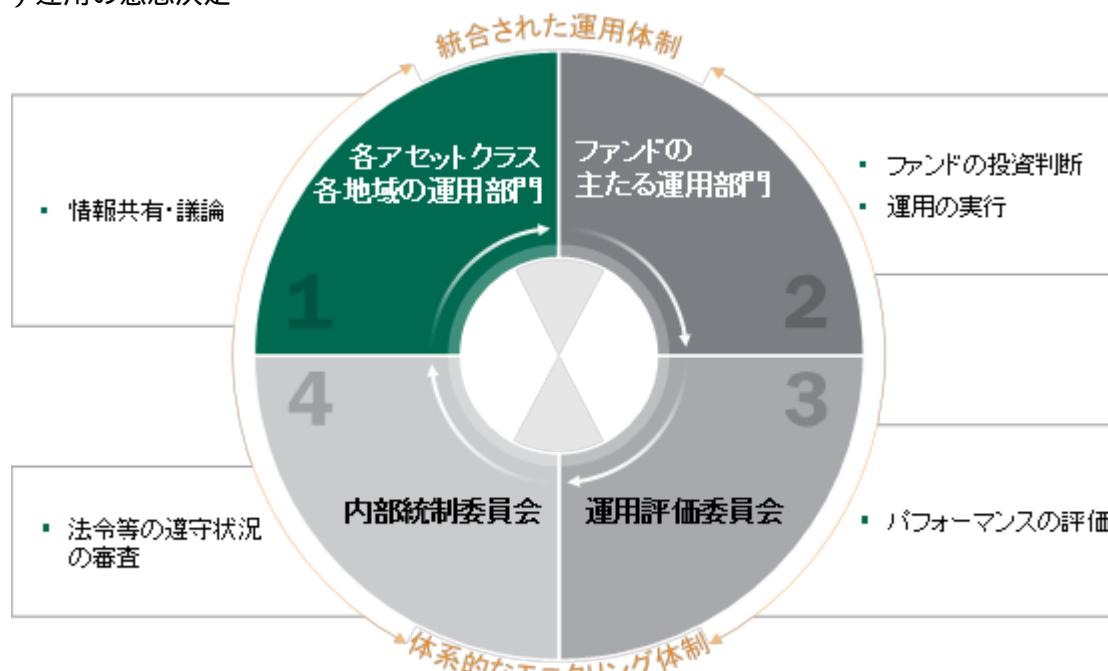
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

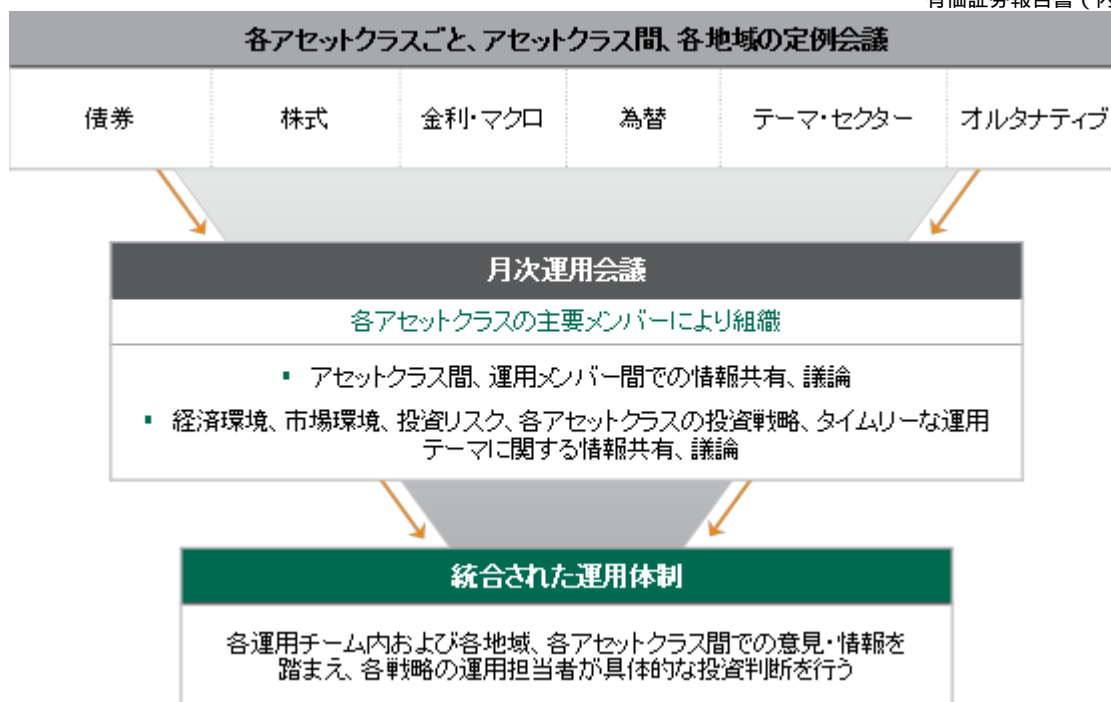
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成29年10月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	82	222,401 百万円
追加型株式投資信託	70	289,112 百万円
合計	152	511,513 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 当社は、第32期事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第33期事業年度に係る中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成27年12月31日現在)		第32期 (平成28年12月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	*2	1,330,816	*2	1,773,188
前払費用		44,673		41,817
未収入金		115,444		104,300
未収委託者報酬		1,290,820		1,071,108
未収運用受託報酬		190,273		190,394
立替金		2,980		7,421
未収還付法人税等		22,574		7,634
流動資産合計		2,997,583		3,195,865
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	49,221	*1	42,540
工具器具備品	*1	7,704	*1	6,420
有形固定資産合計		56,926		48,960
無形固定資産				
ソフトウェア		403		0
電話加入権		3,875		3,875
無形固定資産合計		4,278		3,875
投資その他の資産				
投資有価証券		88,177		84,642
関係会社株式		457,209		164,013
敷金保証金		116,806		107,802
長期前払費用		10,013		926
預託金		74		74
投資その他の資産合計		672,281		357,460
固定資産合計		733,486		410,296
資産合計		3,731,069		3,606,161

(単位:千円)

	第31期 (平成27年12月31日現在)	第32期 (平成28年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	84,210	-
預り金	20,344	25,021
未払金		
未払収益分配金	1,692	1,692
未払償還金	3,500	3,500
未払手数料	579,093	471,912
その他未払金	298,548	406,627
未払費用	775,807	1,427,069
未払役員賞与	175,895	66,643
前受収益	10,655	8,886
未払法人税等	2,845	4,938
未払消費税等	73,035	12,700
賞与引当金	41,835	67,378
役員賞与引当金	22,174	25,993
流動負債合計	2,089,638	2,522,365
固定負債		
退職給付引当金	82,642	79,386
役員退職慰労引当金	31,281	35,022
長期前受収益	9,780	893
固定負債合計	123,704	115,303
負債合計	2,213,342	2,637,669
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金		
資本準備金	31,736	31,736
資本剰余金合計	31,736	31,736
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	505,700	38,977
利益剰余金合計	1,000,813	456,135
株主資本合計	1,532,550	987,872
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,822	19,379
評価・換算差額等合計	14,822	19,379
純資産合計	1,517,727	968,492
負債・純資産合計	3,731,069	3,606,161

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自平成27年 1月 1日 至平成27年12月31日)	第32期 (自平成28年 1月 1日 至平成28年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,659,889	6,833,224
運用受託報酬	1,385,463	651,654
その他営業収益	88,945	101,498
営業収益合計	9,134,298	7,586,377
営業費用		
支払手数料	3,573,904	3,195,946
広告宣伝費	50,258	19,860
調査費		
調査費	964,086	878,519
委託調査費	1,906,360	1,479,755
営業雑経費		
通信費	21,236	14,698
印刷費	158,994	137,549
協会費	8,791	7,615
図書費	3,437	2,547
営業費用合計	6,687,071	5,736,493
一般管理費		
給料		
役員報酬	74,211	74,211
給料・手当	798,005	762,043
賞与	256,144	236,739
役員賞与	148,790	44,469
賞与引当金繰入	41,835	67,378
役員賞与引当金繰入	22,174	25,993
交際費	2,793	3,490
寄付金	2,128	831
旅費交通費	43,573	27,008
租税公課	19,326	15,424
不動産賃借料	155,429	166,429
退職給付費用	38,216	41,760
役員退職慰労引当金繰入	1,821	3,741
固定資産減価償却費	23,307	9,065
業務委託費	630,773	562,860
諸経費	87,273	78,895
一般管理費合計	2,345,807	2,120,345
営業利益又は営業損失（ ）	101,419	270,460
営業外収益		
受取利息	80	1,526
受取配当金	-	33
雑収入	539	258
営業外収益合計	620	1,817

営業外費用		
為替差損	23,756	6,969
支払利息	2,491	1,233
雑損失	1	4,607
営業外費用合計	26,249	12,810
経常利益又は経常損失（　）	75,790	281,453
特別損失		
固定資産除却損	*1 6,512	-
退職特別加算金	43,226	259,444
特別損失合計	49,738	259,444
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（　）	26,051	540,898
法人税、住民税及び事業税	23,074	3,780
法人税等合計	23,074	3,780
当期純利益又は当期純損失（　）	2,976	544,678

(3)【株主資本等変動計算書】

第31期（自 平成27年1月1日至 平成27年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰 余金合 計				
						任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	502,723	997,836	1,529,573	15,020	15,020	1,514,553
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（　）	-	-	-	-	-	-	2,976	2,976	2,976	-	-	2,976
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	197	197	197
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,976	2,976	2,976	197	197	3,174
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	505,700	1,000,813	1,532,550	14,822	14,822	1,517,727

第32期（自 平成28年1月1日至 平成28年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
						任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	505,700	1,000,813	1,532,550	14,822	14,822	1,517,727
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	-	544,678	544,678	544,678	-	-	544,678
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,557	4,557	4,557
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	544,678	544,678	544,678	4,557	4,557	549,235
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	38,977	456,135	987,872	19,379	19,379	968,492

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
3. 引当金の計上基準	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い」の適用	法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い」（実務対応報告 第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において、財務諸表への影響額はありません。
---------------------------------------	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第31期 平成27年12月31日現在	第32期 平成28年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 91,535 千円 工具器具備品 111,817 千円 *2 信託資産 現金・預金のうち、10,152千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 98,913 千円 工具器具備品 113,101 千円 *2 信託資産 現金・預金のうち、10,154千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

（損益計算書関係）

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日	第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日
*1 固定資産除却損は、ソフトウェア6,489千円、工具器具備品23千円であります。	-

（株主資本等変動計算書関係）

第31期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第32期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日	第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第31期（自 平成27年1月1日至 平成27年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,330,816	1,330,816	-
2)未収委託者報酬	1,290,820	1,290,820	-
3)未収運用受託報酬	190,273	190,273	-
資産計	2,811,911	2,811,911	-
1)未払費用	775,807	775,807	-
2)未払手数料	579,093	579,093	-
負債計	1,354,901	1,354,901	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 子会社株式（貸借対照表計上額457,209千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,330,816	-	-	-
2)未収委託者報酬	1,290,820	-	-	-
3)未収運用受託報酬	190,273	-	-	-
合計	2,811,911	-	-	-

第32期（自 平成28年1月1日至 平成28年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,773,188	1,773,188	-
2)未収委託者報酬	1,071,108	1,071,108	-
3)未収運用受託報酬	190,394	190,394	-
4)投資有価証券	84,642	84,642	-
資産計	3,119,333	3,119,333	-
1)未払費用	1,427,069	1,427,069	-
2)未払手数料	471,912	471,912	-
負債計	1,898,982	1,898,982	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,773,188	-	-	-
2)未収委託者報酬	1,071,108	-	-	-
3)未収運用受託報酬	190,394	-	-	-
合計	3,034,691	-	-	-

（有価証券関係）

第31期 平成27年12月31日現在	第32期 平成28年12月31日現在																								
1. 子会社株式 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>子会社株式</td><td>457,209</td></tr></table> 上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。	区分	貸借対照表計上額	子会社株式	457,209	1. 子会社株式 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>子会社株式</td><td>164,013</td></tr></table> 上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。	区分	貸借対照表計上額	子会社株式	164,013																
区分	貸借対照表計上額																								
子会社株式	457,209																								
区分	貸借対照表計上額																								
子会社株式	164,013																								
2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>投資信託受益証券</td><td>88,177</td><td>103,000</td><td>14,822</td></tr></table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				投資信託受益証券	88,177	103,000	14,822	2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>投資信託受益証券</td><td>84,642</td><td>104,021</td><td>19,379</td></tr></table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				投資信託受益証券	84,642	104,021	19,379
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
投資信託受益証券	88,177	103,000	14,822																						
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
投資信託受益証券	84,642	104,021	19,379																						
3. 当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項はありません。	3. 当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項はありません。																								

（退職給付関係）

第31期（平成27年12月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	83,482
退職給付費用	4,041
退職給付の支払額	4,881
期末における退職給付引当金	82,642

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 4,041千円

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,175千円でありました。

第32期（平成28年12月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	82,642
退職給付費用	11,211
退職給付の支払額	14,467
期末における退職給付引当金	79,386

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 11,211千円

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,549千円でありました。

（税効果会計関係）

第31期 平成27年12月31日現在		第32期 平成28年12月31日現在	
1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)		1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金否認	22,814	未払金否認	16,078
未払賞与・賞与引当金否認	115,775	未払賞与・賞与引当金否認	93,952
退職給付引当金否認	37,826	退職給付引当金否認	96,829
役員退職慰労引当金否認	10,091	役員退職慰労引当金否認	10,806
前受収益	6,593	前受収益	3,017
資産除去債務	14,922	資産除去債務	17,051
繰越欠損金	379,015	繰越欠損金	443,001
その他	29,935	その他	42,340
繰延税金資産小計	616,971	繰延税金資産小計	723,079
評価性引当額	616,971	評価性引当額	723,079
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	35.6%	法定実効税率 (調整)	30.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	249.7%	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	12.8%
住民税均等割	14.5%	住民税均等割	0.7%
評価性引当額	192.1%	評価性引当額	13.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	21.8%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1%
その他	1.1%	その他	4.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	88.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.7%

(セグメント情報等)

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日	第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日																
1. セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。	1. セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。																
2. 関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr><tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>7,659,889</td><td>1,385,463</td><td>88,945</td></tr></table>		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への営業収益	7,659,889	1,385,463	88,945	2. 関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr><tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>6,833,224</td><td>651,654</td><td>101,498</td></tr></table>		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への営業収益	6,833,224	651,654	101,498
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益														
外部顧客への営業収益	7,659,889	1,385,463	88,945														
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益														
外部顧客への営業収益	6,833,224	651,654	101,498														
(2) 地域毎の情報 営業収益 <table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>8,128,229</td><td>1,006,068</td><td>9,134,298</td></tr></table>	日本	その他	合計	8,128,229	1,006,068	9,134,298	(2) 地域毎の情報 営業収益 <table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>7,238,883</td><td>347,494</td><td>7,586,377</td></tr></table>	日本	その他	合計	7,238,883	347,494	7,586,377				
日本	その他	合計															
8,128,229	1,006,068	9,134,298															
日本	その他	合計															
7,238,883	347,494	7,586,377															
(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。	(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。																
有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。	有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。																
(3) 主要な顧客毎の情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。	(3) 主要な顧客毎の情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。																

（関連当事者情報）

第31期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接100%	-	-	金銭の借入 *1	千USドル 700	短期借入金	千円 84,210

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 *2	科目	期末残高 *2
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 250,895	持株会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *3	千円 707,116	未払費用	千円 78,403
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *4	千円 153,100	未収入金	千円 89,281
								委託調査費の支払 *5	千円 638,531	未払費用	千円 157,724
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約 サービス契約	委託調査費の支払 *5	千円 517,417	未払費用	千円 51,974

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 借入金は500千USドル及び200千USドルの二契約であり、弊社の社内期末レートで表示しております。借入期間はそれぞれ平成27年7月1日から平成27年12月31日、及び平成27年3月26日から平成28年3月25日となっており、支払利息は満期時に元本とともに支払われ、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。尚、担保は差し入れておりません。
- *2 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *3 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

- *4 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *5 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第32期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	借入金の返済 *1	千USドル 700	短期借入金	千円 -

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 *2	科目	期末残高 *2
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 250,895	持株会社	-	-	経営管理 サービス契約	役務提供に対する対価支払 *3	千円 617,368	未払費用	千円 91,858
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *4	千円 119,446	未収入金	千円 79,008
								委託調査費の支払 *5	千円 723,295	未払費用	千円 730,618

月間証券報告書（内容別）											
			千スター リングポンド					千円		千円	
同一の親 会社を持 つ会社	パインブリ ッジ・イン ベストメン ツ・ヨー ロッパ・リ ミテッド	イギリス、 ロンドン	200	投資運 用会社	-	-	一任及び 助言契約 サービス 契約	委託調査 費の支払 *5	163,261	未払費用	215,235

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 借入金は500千USドル及び200千USドルの二契約であり、弊社の社内期末レートで表示しております。借入期間はそれぞれ平成28年1月1日から平成28年6月20日、及び平成28年3月26日から平成28年6月20日となっており、元本、支払利息共に満期時に支払われております。利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されておりました。尚、担保は差し入れておりません。
- *2 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *3 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *5 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（1株当たり情報）

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日		第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	
1株当たり純資産額	37,017円74銭	1株当たり純資産額	23,621円77銭
1株当たり当期純利益金額	72円60銭	1株当たり当期純損失金額	13,284円83銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日		第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	
当期純利益	2,976 千円	当期純損失	544,678 千円

普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純利益	2,976 千円	普通株主に係る当期純損失	544,678 千円
普通株式の期中平均株式数	41,000 株	普通株式の期中平均株式数	41,000 株

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第33期中間会計期間末 (平成29年6月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金	*1	1,754,870
前払費用		50,457
未収入金		128,390
未収委託者報酬		885,739
未収運用受託報酬		236,395
立替金		4,535
流動資産合計		3,060,387
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*2	39,356
工具器具備品	*2	6,017
有形固定資産合計		45,374
無形固定資産		
ソフトウェア		1,957
電話加入権		3,875
無形固定資産合計		5,833
投資その他の資産		
投資有価証券		83,078
関係会社株式		164,013
敷金保証金		103,300
預託金		74
投資その他の資産合計		350,466
固定資産合計		401,674
資産合計		3,462,062

(単位:千円)

第33期中間会計期間末
(平成29年6月30日現在)

負債の部

流動負債

預り金	16,220
未払手数料	376,303
その他未払金	388,954
未払費用	1,563,201
前受収益	4,452
未払法人税等	1,890
未払消費税等	*3 22,468
賞与引当金	216,419
役員賞与引当金	67,981

流動負債合計	2,657,892
--------	-----------

固定負債

退職給付引当金	70,590
役員退職慰労引当金	2,276

固定負債合計	72,867
--------	--------

負債合計	2,730,759
------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	500,000
資本剰余金	
資本準備金	31,736
資本剰余金合計	31,736
利益剰余金	
利益準備金	265,112
その他利益剰余金	
任意積立金	230,000
繰越利益剰余金	276,610
利益剰余金合計	218,502

株主資本合計	750,238
--------	---------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	18,936
--------------	--------

評価・換算差額等合計	18,936
------------	--------

純資産合計	731,302
-------	---------

負債・純資産合計	3,462,062
----------	-----------

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第33期 中間会計期間 (自平成29年1月 1日 至平成29年6月30日)		
営業収益		
委託者報酬		2,755,132
運用受託報酬		426,219
その他営業収益		60,319
営業収益合計		3,241,670
営業費用及び一般管理費	*1	3,461,219
営業損失（ ）		219,549
営業外収益		
受取利息		155
受取配当金		22
雑収入		84
営業外収益合計		262
営業外費用		
為替差損		5,156
雑損失		2,394
営業外費用合計		7,551
経常損失（ ）		226,838
特別損失		
退職特別加算金		8,904
特別損失合計		8,904
税引前中間純損失（ ）		235,743
法人税、住民税及び事業税		1,890
法人税等合計		1,890
中間純損失（ ）		237,633

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間（自平成29年1月1日 至平成29年6月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 本合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計	
					任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	31,736	265,112	230,000	38,977	456,135	987,872	19,379	19,379	968,492
当中間期変動額											
中間純損失（ ）	-	-	-	-	-	237,633	237,633	237,633	-	-	237,633
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	443	443	443
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	237,633	237,633	237,633	443	443	237,190
当中間期末残高	500,000	31,736	31,736	265,112	230,000	276,610	218,502	750,238	18,936	18,936	731,302

重要な会計方針

第33期 中間会計期間 自 平成29年1月 1日 至 平成29年6月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、当中間会計期間末日における自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第33期 中間会計期間末 平成29年6月30日現在	
*1. 信託資産	現金・預金のうち、10,154千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。
*2. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 102,097 千円 工具器具備品 113,504 千円
*3. 消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第33期 中間会計期間 自 平成29年1月 1日 至 平成29年6月30日	
*1. 減価償却実施額	有形固定資産 3,586 千円 無形固定資産 33 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期 中間会計期間
自 平成29年1月 1日
至 平成29年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4. 配当に関する事項

該当事項はありません

(金融商品関係)

第33期 中間会計期間（自平成29年1月1日 至平成29年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	1,754,870	1,754,870	-
2) 未収入金	128,390	128,390	-
3) 未収委託者報酬	885,739	885,739	-
4) 未収運用受託報酬	236,395	236,395	-
5) 投資有価証券	83,078	83,078	-
資産計	3,088,473	3,088,473	-
1) 未払手数料	376,303	376,303	-
2) その他未払金	388,954	388,954	-
3) 未払費用	1,563,201	1,563,201	-
負債計	2,328,459	2,328,459	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収入金、3) 未収委託者報酬、4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（有価証券関係）

第33期 中間会計期間末
平成29年6月30日現在

1. 子会社株式

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	83,078	102,014	18,936
	小計	83,078	102,014	18,936

（セグメント情報等）

第33期 中間会計期間
自 平成29年1月 1日
至 平成29年6月30日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品及びサービス毎の情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域毎の情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客毎の情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

第33期 中間会計期間 自 平成29年1月 1日 至 平成29年6月30日	
1株当たり純資産額	17,836円65銭
1株当たり中間純損失金額	5,795円93銭
(注)	
1.潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2.1株当たり中間純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純損失	237,633千円
普通株式に係る中間純損失	237,633千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	-
普通株式の期中平均株式数	41,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）、（ 5 ）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（ 3 ）、（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1)「受託会社」

名称及び資本金の額（平成29年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2)「販売会社」

名称及び資本金の額（平成29年3月末日現在）

a. 株式会社鹿児島銀行 18,130百万円

b. 中銀証券株式会社 2,000百万円

事業の内容

a. 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

b. 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

1)「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2)「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1)「受託会社」

該当事項はありません。

2)「販売会社」

該当事項はありません。

参考情報 再信託受託会社の概要（平成29年3月末日現在）

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円

資本構成 : 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、
明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

平成29年 3月21日	臨時報告書 提出
平成29年 6月 9日	有価証券報告書 提出
平成29年 6月21日	臨時報告書 提出

独立監査人の監査報告書

平成29年3月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

委託会社の平成27年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年3月16日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月25日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・バンクローン・ファンド2015-11の平成29年3月11日から平成29年9月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・バンクローン・ファンド2015-11の平成29年9月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年9月19日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。